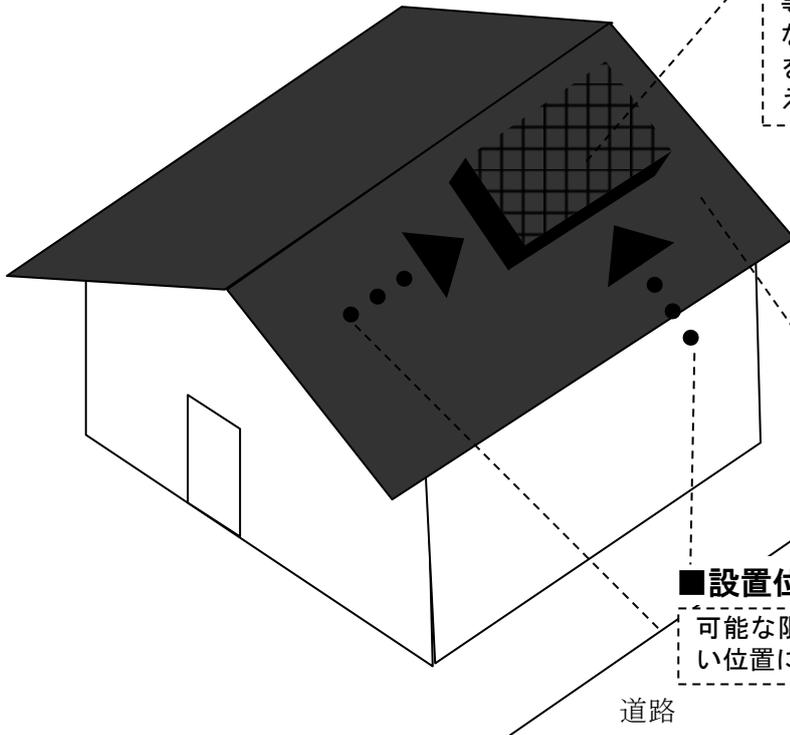


太陽光発電システムを設置する際は景観への配慮をお願いします

鎌倉市は市全域が景観計画区域です。太陽光発電システムを設置する際は、景観計画の基準を遵守する必要があります。以下の点に配慮して、計画を立ててください。

※陸屋根の場合も同等の配慮を行ってください。



■色彩

屋根の色と同等の製品を選びましょう。同等の製品が無い場合は、光沢・反射性が少なく黒っぽいもの（明度、彩度が低いもの）を選びましょう。※特に鮮やかな色彩に見える製品は避けてください。

※鎌倉市風致地区条例施行規則第15条第4号
イ資材 建築物の屋根及び外壁資材（材質）については光沢のある素材でないこと

■形状

厚みが少なく、屋根と一体的に見える製品を選びましょう。新築の場合は屋根材と一体型の製品を選びましょう。※特に装置の周囲に光沢の強いフレームを使用する製品は避けてください。

■設置位置

可能な限り通り等から目立たない位置に配置しましょう。

～次の場合は手続が必要になる場合があります～

- 風致地区及び景観地区内で建築物の建築等を伴って太陽光発電システムを設置する場合。
- 上記の地区以外で一定規模以上の建築物の建築等を伴って太陽光発電システムを設置する場合。
- 風致地区内で高さが5mを超える太陽光発電システムを設置する場合。
※歴史的風土保存区域内においては、太陽光発電設備等の工作物の高さが1.5メートルを超える場合は、許可が必要になります。
- 風致地区外で高さが10mを超える太陽光発電システムを設置する場合。

景観地区・・・景観法に基づく制度で市町村が良好な景観の形成を図るため都市計画に定める地区です。鎌倉市では鎌倉駅周辺と北鎌倉駅周辺を景観地区に指定しています。詳細については都市景観課都市景観担当へお問い合わせください。

風致地区・・・風致地区制度は、都市における良好な自然景観を保全し、自然と調和した緑豊かなまちづくりを目的としたものです。鎌倉市は市域の約55.5%を風致地区に指定しています。詳細については都市景観課風致担当へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

鎌倉市役所

都市景観部都市景観課都市景観担当

電話0467-61-3477（ダイヤルイン）

都市景観担当 HP：https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/keikan/index_toshikeikan_keisei.html

都市景観部都市景観課風致担当

電話0467-61-3465（ダイヤルイン）

風致担当 HP：<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/fuuchi/huutitiku.html>